

令和6・7年度建設工事入札参加資格審査申請 Q&A 魚沼市版

| 番号 | 分類 | 質問例 | 回答 |
|----|------------------|---|--|
| 1 | システム利用料 | 登録するのは市内業者、代行登録する自分（行政書士）は市外業者だがシステム利用料はかかるか。 | 利用者登録する法人（個人）の住所から判断して自動で支払画面に切り替わります。代行入力する行政書士の住所は市外でもシステム利用料は発生しません。 |
| 2 | 指定様式 | 特定関係調書、暴力団等の排除に関する誓約書、委任状の指定様式は押印が必要か。 | 押印省略可能です。押印した場合でも不備にはなりません。 |
| 3 | 指定様式 | 特定関係調書は、特定関係のある会社が魚沼市に登録がなければ提出不要か。 | 1.県内に営業所を有する建設コンサルタント業（設計業務等を行う）を営む者との特定関係 2.他の「魚沼市建設工事入札参加資格者」との間における特定関係 1または2のどちらかに該当する場合は提出をお願いします。 【魚沼市特定関係にある資格者同士の入札参加制限基準】 https://www.city.uonuma.lg.jp/reiki/reiki_honbun/r043RG00001088.html |
| 4 | 申請書（B.契約する営業所情報） | 委任をする場合、申請書はどのように作成すればよいか。 | 「A.本社（本店）情報」に本社情報、「B.契約する営業所情報」に委任をする支店等の情報を入力します。申請書を作成する作業はどなたが行っても問題ありません。 |
| 5 | 申請書（E.経営情報） | 適格組合証とは。 | ※適格組合証について 官公需適格組合制度は、中小企業の共同受注を進めるため、一定の要件を満たす協同組合等を中小企業庁（各地方経済産業局）が証明する制度です。 https://www.chusho.meti.go.jp/keiei/torihiki/kankokuju.htm 該当しない場合は空欄のままで提出してください。 |
| 6 | 申請書（F.業種情報） | 委任をしている場合の登録希望業種は、委任先に許可がある業種になるか。 | 登録希望業種は委任先に許可がある業種のみ登録可能です。添付書類として「建設業許可申請書別紙2」が必要になります。 |
| 7 | 申請書（F.業種情報） | 経審に記載のある完成工事高が「0」の場合、登録ができないのか。以前は評定値で登録できたと思うが。 | 令和6・7年度定期申請から完成工事高が「0」の業種は登録できません。 |
| 8 | 申請書（F.業種情報） | 「その他」工事で申請している場合は経審の「その他」に完成工事高が反映される。なぜExcelの申請書に入力欄がないのか。 | 「その他」工事に計上するのは、「建設業許可を有していない業種区分における完成工事高」「経審申請対象外の業種区分における完成工事高」です。 魚沼市では許可のある場合のみを入札要件としており、その他の情報は不要なため入力欄は設けておりません。 |
| 9 | 利用者登録 | 委任をする場合、利用者登録は本社と支店どちらで登録すればよいか。 | 利用者登録は本社情報に支店等の情報を複数追加可能です。 |
| 10 | その他 | 申請開始（1/10）までに何をすればよいか。 | 1.利用者登録をする。 2.申請書（Excel）をダウンロードし、入力を進める。※ファイル名の変更可 3.必要な提出書類を準備する（PDF化）。※ファイル名の変更可 【申請の流れ】 https://bid-entry.com/flow.html |